

# 農業委員会議事日程

日 時：令和元年 9月27日（金）

午後3時00分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
9. 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について  
（農地中間管理事業）
11. 議案第33号 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
12. 報告事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
  - (3) 農地利用最適化推進委員からの地区情勢の報告について
13. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会  
1 番 中嶋 喜代栄 外 12 名  
農地利用最適化推進委員  
山崎 健樹 外 12 名

事務局出席者  
事務局長 中村 利信  
事務局次長 中山 秀一  
農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

|      |   |
|------|---|
| 中村局長 | 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。<br>ただ今から令和元年9月の総会を開催いたします。<br>それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。               |
| 議 長  | (会長あいさつ)  |
| 中村局長 | (経過報告)  |
| 議 長  | ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。  |
| 中山次長 | (出席状況の報告)   |
| 議 長  | 定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。   |
| 議 長  | まず、日程第3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本<br>一日で足りうると思っておりますので、本一日と決定したいが、ご異議ござい<br>ませんか。<br><br>(異議なしの声あり) |
| 議 長  | 異議なしと認めます。よって会期は本一日と決定いたしました。   |
| 議 長  | 次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する<br>に、ご異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声あり)                               |
| 議 長  | 異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。<br>7番綿貫孝美委員、8番渡邊菊委員の両委員をお願いいたします。   |
| 議 長  | それでは、日程第5、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、<br>を議題といたします。<br>事務局から朗読、説明をお願いいたします。                          |

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。  
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 27 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 6、議案第 28 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。  
1 番案件について、先日担当農業委員と担当推進委員で現地確認をしてみましたのでご報告いたします。場所は、杭瀬下区で千曲橋東にある社協の福祉サービス事業所から北側約 150mにある畑です。申請地において、賃貸住宅の新築を行うものがあります。北側・西側は道路、東側は宅地、南側は宅地と一部畑ですが、隣接耕作者の同意を得ており問題ないと判断いたしました。

11 番嶋田委員

11 番嶋田です。  
2 番案件について、25 日に担当委員と現地確認をしてみましたのでご報告します。  
場所は、〇〇食品工業㈱から南側約 300m、沢山川沿いにある農地です。住宅敷地が狭いことから、隣接申請地を拡張し車庫・庭を整備するものであります。西側・南側は市道、北側は申請者の住宅敷地、東側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ており問題ないと判断しました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 28 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 28 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 7、議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請  
について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見  
等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番と 2 番案件について、ご説明いたします。

1 番案件についてですが、場所は、桜堂区で埴生中学校の東側にある商業施設に挟  
まれた畑であります。申請地において、住宅の新築を行うものであります。西側は用  
水路、北側・東側・南側は店舗駐車場で隣接農地はありませんので問題ないと判断い  
たしました。

2 番案件について、場所は、杭瀬下区で商業施設駐車場の西側付近、船山通りの桜  
堂西信号から南西側に約 150mにある耕作放棄地です。申請地において、住宅の新築  
を行うものであります。西側は市道、南側は宅地、北側は譲渡人の田、東側は農地で  
すが、隣接耕作者の同意も得ていることから問題ないと判断いたしました。

14 番保木野委  
員

14 番保木野です。

3 番案件ですが、23 日担当委員と現地確認をしまりましたので、ご報告いた  
します。

場所は、国道 18 号線粟佐北信号から東側に約 150mにある農地です。申請地にお  
いて、住宅を新築するものであります。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予  
定であり、隣接耕作者の同意も得ていることから問題ないと判断いたしました。

6 番島田委員

6 番島田です。

4 番案件ですが、22 日に担当推進委員と現地確認をしまいいりましたので、ご報告いたします。場所は、土口区の古大穴神社と妻女台団地の中間付近にある畑です。申請地において、住宅を新築するものであります。雨水は集水桝を設けて地下浸透、汚水は公共下水道へ接続、隣接耕作者の同意を得ており、事前着工もされていないことから問題ないと判断いたしました。

5 番北澤委員

5 番北澤です。

5 番案件ですが、23 日に担当委員 3 名で現地確認をしまいいりましたので、ご報告いたします。場所は、稲荷山の旧商業施設東隣の宅地分譲地南側にある畑です。宅地分譲の整備により、農地へ自家用車が進入できなくなってしまうことから、申請地を取得し農業用通路を整備するものであります。造成内容が軽微で周辺農地への影響もないことから、問題ないと判断いたしました。

7 番綿貫委員

7 番綿貫です。

6 番案件ですが、担当委員と現地確認をしまいいりましたので、ご報告いたします。場所は、八幡区で県道長野上田線から西側川沿い（一級河川宮川）約 50mにある農地です。申請地において、住宅の新築を行うものであります。東側・西側は宅地、南側は道路、北側は農地ですが隣接耕作者の同意を得ており、また、汚水は公共下水道へ接続予定であることから問題ないと判断いたしました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。

7 番案件ですが、担当委員 3 名で現地確認をしまいいりましたので、ご報告いたします。場所は千本柳から冠着橋につながる道路、堤防にあがる道路の南側です。申請地において住宅の新築を行うものであります。北側・西側は道路、東側は貸付人の田、南側は農地ですが隣接耕作者の同意を得ており問題ないと判断いたしました。

4 番栗原委員

4 番栗原です。8 番と 9 番案件について、過日、担当委員と現地確認をしまいいりましたのでご報告いたします。

8 番案件ですが、場所は、県道三本木信号を東側へ道なりに 500m程入ったところにある農地です。既存敷地を拡張し駐車場を整備するものであります。西側は駐車場、北側・東側・南側は住宅敷地で隣接農地はなく問題ないと判断いたしました。

9 番案件ですが、場所は、上山田温泉にある病院の北側にある農地です。申請地において、住宅の新築を行うものであります。宅地化が進んでいる地域であり、隣接農地もないことから問題ないと判断いたしました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 29 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 8、議案第 30 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9 番緑川委員

9 番緑川です。

先日関係委員 3 名で現地確認をしてまいりました。申請地は 3 ヶ所ありますが、そのうち 2 ヶ所は、申請者の住宅敷地に隣接している畑で野菜を耕作しています。もう 1 ヶ所につきましては、内川の商業施設から北側約 20m にある畑ですが、こちらも野菜を栽培し農地として適正管理をしております。以上の点から問題ないと判断いたしました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 30 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 30 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 9、議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。

なお、議案の中に私に関する案件がありますので、はじめに該当の 20 番案件を審議いたします。臨時議長には農業委員会等に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、会長代理である瀧澤文武会長代理に務めていただきます。

臨時議長

ただいま臨時議長に指名されました瀧澤です。

それでは農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「12 番 荒井忠男会長」の退席を求めます。

……荒井会長退席……

臨時議長

それでは、20 番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

臨時議長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画の 20 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

臨時議長

全員賛成ですので、議案第 31 号 20 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、議事参与の制限を解きます。

荒井会長には議長席にお着きいただき議事進行をお願いいたします。

……荒井会長入室・着席……

議 長

それでは、議事を進めます。1 番から 19 番案件、21 番から 49 番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画の 1 番から 19 番案件、21 番から 49 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 31 号 1 番から 19 番案件、21 番から 49 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 10、議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 32 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 11、議案第 33 号 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 33 号 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 33 号は、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第 12、「報告事項」について報告をお願いします。



中山次長  
中山次長  
農地利用最適  
化推進委員

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について  
(3)農地利用最適化推進委員からの地区情勢の報告について  
……山崎健樹委員・平林修委員より報告……

議 長

説明が終わりました。ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。  
続いて、日程第13、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。  
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
9月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後4時30分